

第77期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第77期定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	3
2. 会社の株式に関する事項	10
3. 会社役員に関する事項	11
4. 会計監査人の状況	13
5. 会社の体制及び方針	14
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	25
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	27
監査役会の監査報告	29
[株主総会参考書類]	
第1～7号議案	31

開催日時

平成28年3月24日木曜日 午前10時

開催場所

コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜の間」
(末尾に記載の会場のご案内図をご参照下さい。)

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の
報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

証券コード 6328
平成28年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役社長 鈴木 久 司

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル2階「桜の間」
（末尾に記載の会場のご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
- (1) 第77期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第77期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記」及び「個別注記」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ejk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記」及び「個別注記」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ejk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による積極的な経済政策や日銀による金融緩和策などを背景に企業収益は改善し、雇用環境も改善傾向が見られるなど緩やかな回復基調をたどりました。しかしながら、中国経済の減速懸念、中東情勢の不安定化、円安による景気の下振れリスクが存在し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境装置機械業界においては、公共分野では、東日本大震災からの復興案件が継続するとともに、国土強靱化政策のもと、上下水道に関連する施設の更新や耐震化案件が増加しましたが、全体としては公共投資の動きは弱い状況が続いております。

また、民間分野では都市再開発関連案件が増加し、省エネ化や耐震化などの案件は引き続き増加しておりますが、景気の先行きの不透明感を反映し、設備投資等に停滞感が見られております。

このような事業環境のもと、当社グループは、企業価値の向上を目指し、以下の戦略に取り組んでおります。

- a) 安定した収益基盤を拡大させるため、自社製品を中心とした「アフターメンテナンス体制」を強化する。
- b) 販売エリアを拡大させるため、引き続き東北地域の震災復興に尽力するとともに、関西を中心とした西日本地域での販売拡大を目指す。
- c) 都心部の再開発や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて拡大する建設需要を取り組むため、情報収集の徹底と施主などへの営業強化を行う。
- d) 他社とのアライアンスやM&Aに積極的に取り組み、ビジネスの拡大に努める。

これらの活動の結果、当連結会計年度の受注高は、273億42百万円（前期比1.4%減）、売上高は269億94百万円（同 9.8%減）、営業利益は14億17百万円（同 23.7%増）、経常利益は15億11百万円（同 25.8%増）、当期純利益は9億70百万円（同 14.4%増）となりました。

② 事業の部門別状況

a) 環境関連

環境関連製品の製造・販売を手掛ける当セグメントは、受注高においては、計測関連製品が増加したもののボエフ脱臭関連製品が減少し、売上高においては、計測、ボエフ脱臭関連製品が増加したものの省エネ・水資源関連製品が減少しております。また、一昨年10月に売却した連結子会社の数値剥落の影響もあり、受注高、売上高ともに前期を下回りました。

これらの結果、受注高は46億68百万円（前期比19.1%減）、売上高は54億76百万円（同22.1%減）となりました。

b) 水処理関連

上下水道向けの設計・施工を手掛ける当セグメントは、受注高においては、東北地域における復興案件、首都圏における上下水道設備の更新案件が安定的に獲得できました。売上高においては、前期末の受注残高が少なかったことが影響し微減となりました。

これらの結果、受注高は120億61百万円（前期比9.5%増）、売上高は113億55百万円（同8.9%減）となりました。

c) 風水力冷熱機器等関連

主にポンプ、冷凍機、空調機器などを商社として販売する当セグメントは、受注高、売上高ともに、築地市場の移転等を含めた湾岸地域の再開発や首都圏の再開発案件が引き続き堅調に推移したものの、民間の設備投資にはやや停滞感も見られ、前期比で若干減少しております。

これらの結果、受注高は106億12百万円（前期比3.0%減）、売上高は101億63百万円（同2.7%減）となりました。

(単位：百万円)

事業区別	受注高		売上高	
	第76期 (平成26年12月期)	第77期 (平成27年12月期)	第76期 (平成26年12月期)	第77期 (平成27年12月期)
環境関連	5,773	4,668	7,032	5,476
水処理関連	11,013	12,061	12,460	11,355
風水力冷熱機器等関連	10,936	10,612	10,446	10,163
合計	27,723	27,342	29,939	26,994

(2) 設備投資の状況

当社グループは、メーカー事業の拡充と研究開発の強化を図るため、当連結会計年度において総額79百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第74期 (平成24年12月期)	第75期 (平成25年12月期)	第76期 (平成26年12月期)	第77期 (平成27年12月期)
売上高(百万円)	26,887	28,770	29,939	26,994
経常利益(百万円)	1,027	1,213	1,201	1,511
当期純利益(百万円)	1,180	722	848	970
1株当たり当期純利益(円)	202.86	113.15	128.02	145.97
総資産(百万円)	19,709	20,878	22,282	23,001
純資産(百万円)	5,967	7,859	8,551	9,507

(5) 重要な子会社の状況（平成27年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) エ バ ジ ャ	50百万円	100%	機械器具設置、設備工事の請負・施工及び保守

(6) 企業集団が対処すべき課題

予断を許さない経営環境が予想される状況のもとで、社会的使命として環境保全に貢献することはもちろん、利益成長により企業価値を高めることを目的とし、以下の課題に取り組んでおります。

- ① 自社製品を核とした収益基盤の拡大
 - a) 省エネをテーマとした戦略製品の拡販
 - b) メンテナンス・サービス体制の強化
 - c) 新製品の開発
- ② 販売エリアの拡大と営業力の強化
 - a) 西日本エリアの営業強化
 - b) 復興・防災需要の取り込み
- ③ 拡大する建設需要の取り込み
 - a) 再開発・オリンピック関連需要へのアプローチ
 - b) 取扱製品の拡充
- ④ 他社とのアライアンスやM&Aに積極的に取り組み、ビジネスの拡大に努める。
- ⑤ 経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社の(株)エバジツにより構成され、環境関連機器・装置の製造・販売、水処理施設などの各種プラント類の設計・施工、風水力冷熱機器などの仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業区分及び主要品目は、次のとおりであります。

事業内容	主 要 品 目
環 境 関 連	オゾン濃度計、オゾン空気殺菌脱臭装置、液相脱臭装置、腐植質脱臭剤、感染症対策製品、栽培漁業関連装置、廃棄物処理・水処理プラント、栽培漁業施設、水景施設などの計画・設計・施工及び製造・販売
水 処 理 関 連	上水道処理施設、下水道処理施設、ポンプ取水場施設、産業用排水処理施設などプラント類の計画・設計・製作・施工・販売
風水力冷熱機器等関連	ポンプ、送風機、圧縮機、冷凍機、冷却塔、ボイラ、全熱交換機、冷温水機、パッケージエアコン、工業用薬品などの販売 空調、給排水・衛生、冷凍機、冷却塔などの設備工事

(8) 主要な事業所及び営業所（平成27年12月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
① 当 社 の 事 業 所		茨 城 営 業 所	茨 城 県 つ く ば 市
本 社	東 京 都 中 央 区	群 馬 営 業 所	群 馬 県 前 橋 市
中 央 研 究 所	川 崎 市 麻 生 区	横 浜 営 業 所	横 浜 市 中 区
環境計測技術センター	川 崎 市 麻 生 区	山 梨 営 業 所	山 梨 県 甲 府 市
かずさ生産技術センター	千 葉 県 木 更 津 市	富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
関 東 支 社	さ い た ま 市 浦 和 区	中 部 営 業 所	名 古 屋 市 熱 田 区
東 関 東 支 社	千 葉 市 中 央 区	広 島 営 業 所	広 島 市 東 区
神 奈 川 支 社	川 崎 市 川 崎 区	札 幌 事 務 所	札 幌 市 中 央 区
静 岡 支 社	静 岡 市 駿 河 区	九 州 事 務 所	福 岡 市 南 区
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	② 連 結 子 会 社	
北 東 北 営 業 所	岩 手 県 盛 岡 市	(株) エ バ ジ ッ	東 京 都 大 田 区
東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区		

(9) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
514名	2名減	44.0歳	13.5年

（注）上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人24.8名（期中平均人数）は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
461名	1名増	44.5歳	13.5年

（注）上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人24.8名（期中平均人数）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	846百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	180
日本生命保険相互会社	150

（注）株式会社みずほ銀行の借入額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口における借入金46百万円を含めております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,715,000株（自己株式7,624株を含む）
- (3) 株主数 8,702名（前期比1,554名減少）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
水 島 力 夫	400 千株	5.96 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	308	4.60
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	265	3.95
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	201	3.00
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	150	2.23
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	150	2.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	136	2.02
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	135	2.01
清 水 や す 子	133	1.99
鈴 木 久 司	128	1.91

（注）持株比率は、自己株式（7千株）を控除して計算しております。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株主名簿上の当社株式44千株（実質保有株式数43千株）については、自己株式には含めておりません。

- (5) その他の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

氏 名	地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鈴木 久 司	取締役社長（代表取締役、管理統括）
佐藤 善 伸	取締役（副社長執行役員、営業統括）
永島 弘 人	取締役（常務執行役員、環境システム東日本本部長）
三木 嘉 広	取締役（上席執行役員、省エネプロワシステム企画開発推進室長）
小林 均	取締役（上席執行役員、工務本部長）
橘 昇	取締役
中村 隆	常勤監査役
平山 正 剛	監査役（弁護士、平山・福島・鈴木法律事務所）
松崎 信	監査役（公認会計士）

- (注) 1. 取締役 橘昇氏は社外取締役であります。
2. 監査役 平山正剛、同 松崎信の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 松崎信氏は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 橘昇氏並びに監査役 平山正剛氏及び松崎信氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取（うち社外取締役役）	6名 (1)	146百万円 (5)
監（うち社外監査役役）	3 (2)	28 (11)
合（うち社外役員計）	9 (3)	174 (17)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成19年3月27日開催の第68期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況と当該兼職先と当社との関係

「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	橘 昇	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、他社において経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監 査 役	平 山 正 剛	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言・指導を行っております。
監 査 役	松 崎 信	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的立場から適切な発言・指導を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。
 - b) コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
 - c) 代表取締役社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存管理し、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」「再発防止委員会」等各種委員会を設置し、リスク管理体制の整備に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。
 - b) 取締役会は、每期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。
- ⑤ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるように指導する。
 - b) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。

-
- c) 代表取締役社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。
 - d) 監査役は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを1名以上置く。
 - b) 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査役会と事前に協議するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等を監査役に報告する。
 - b) 取締役は、監査役に対し、重要な会議への出席機会を提供するとともに、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - c) 監査役は、取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。
 - b) 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。
- ⑨ 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制
- 反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、役職員全員へ周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「荏原実業グループ行動規範」及び「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」に基づき、全役職員が法令を遵守するよう各種会議等を通じ徹底しております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」において、役職員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員を通じ啓蒙活動を行っております。さらに、代表取締役社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行わせております。このほか、「内部通報規程」を定め、常勤監査役を通報先とする内部通報制度を確立しております。「内部通報規程」においては、通報者が監査役へ相談または通報したことを理由として、通報者はいかなる不利な取扱いも受けないことが明記されています。

② リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、全社的なリスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを每期見直し、必要に応じ防止策及び対応策を定めております。

大口受注や大口事業投資などに係るリスク（ビジネスリスク）に対応するため、必要に応じ営業統括を委員長とする「案件検討委員会」を開催し、当該リスクの最小化を検討しております。

納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、「再発防止委員会」を設置し、該当事案の発生に関してモニタリングを行っております。

③ グループ会社の経営管理

当社経理部長を子会社の監査役として派遣し、業務の状況を監督するとともに、管理本部長が当社グループ会社の業務全体の管理を行っております。また、代表取締役社長直轄の監査室が、グループ会社の監査を定期的に行っております。さらに、監査役は会計監査人、監査室及び子会社監査役と連携し、グループ全体の監査を行っております。

④ 取締役の職務の執行

取締役会を年12回開催し、法令定款等に定められた事項や経営方針、経営に関する重要事項を決定するとともに、業績目標の達成状況について分析評価を行っております。また、取締役会では、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役は、取締役会に加え、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。

また、定例監査役会を開催している他、取締役との定期的な面談や会計監査人及び監査室長とも定期的に情報交換を行っております。

なお、監査役が職務執行上必要とする費用については、会社がすべて負担しております。

連結貸借対照表(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,043	流 動 負 債	12,590
現金及び預金	3,744	支払手形及び買掛金	8,590
受取手形及び売掛金	9,207	短期借入金	1,176
商品及び製品	948	未払法人税等	325
仕 掛 品	194	未払消費税等	191
未成工事支出金	588	前 受 金	1,296
原材料及び貯蔵品	127	工事損失引当金	4
繰延税金資産	62	そ の 他	1,006
そ の 他	172	固 定 負 債	902
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	479
固 定 資 産	7,957	役員退職慰労引当金	196
有形固定資産	3,097	退職給付に係る負債	154
建物及び構築物	1,548	そ の 他	73
機械装置及び運搬具	32	負 債 合 計	13,493
工具、器具及び備品	90	純 資 産 の 部	
土 地	1,423	株 主 資 本	8,650
そ の 他	2	資 本 金	1,001
無形固定資産	44	資 本 剰 余 金	831
投資その他の資産	4,815	利 益 剰 余 金	6,882
投資有価証券	2,882	自 己 株 式	△64
保険積立金	1,083	その他の包括利益累計額	857
投資不動産	666	その他有価証券評価差額金	1,007
繰延税金資産	7	退職給付に係る調整累計額	△150
そ の 他	294	純 資 産 合 計	9,507
貸倒引当金	△119	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,001
資 産 合 計	23,001		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	26,994		
売上原価	20,339		
売上総利益	6,655		
販売費及び一般管理費	5,237		
営業利益	1,417		
受取利息	2		
受取配当金	62		
投資不動産賃貸料	78		
受取保険金	37		
その他	22		204
営業外費用			
支払利息	10		
不動産賃貸費用	44		
貸倒損失	27		
支払手数料	5		
その他	22		110
経常利益	1,511		
特別利益			
固定資産売却益	1		1
特別損失			
投資有価証券評価損	1		1
税金等調整前当期純利益	1,511		
法人税、住民税及び事業税	537		
法人税等調整額	2		540
少数株主損益調整前当期純利益			970
当期純利益			970

連結株主資本等変動計算書(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	1,001	831	5,964	△88	7,708
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			248		248
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,001	831	6,212	△88	7,956
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△301		△301
当 期 純 利 益			970		970
自 己 株 式 の 処 分				24	24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	669	24	693
平成27年12月31日残高	1,001	831	6,882	△64	8,650

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
平成27年1月1日残高	1,006	△163	843	8,551
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				248
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,006	△163	843	8,800
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△301
当 期 純 利 益				970
自 己 株 式 の 処 分				24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	0	13	13	13
連結会計年度中の変動額合計	0	13	13	707
平成27年12月31日残高	1,007	△150	857	9,507

計 算 書 類

貸 借 対 照 表(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,107	流 動 負 債	11,986
現金及び預金	3,281	買掛金	8,181
受取手形	822	短期借入金	1,100
電子記録債権	1,009	1年内返済予定の長期借入金	46
売掛金	6,979	未払金	373
商品及び製品	948	未払費用	159
仕掛品	194	未払法人税等	279
未成工事支出金	525	未払消費税等	170
原材料及び貯蔵品	122	前受金	1,239
前払費用	70	工事損失引当金	4
繰延税金資産	58	その他の	431
その他の	96	固 定 負 債	801
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	551
固 定 資 産	7,825	役員退職慰労引当金	183
有形固定資産	3,058	長期預り保証金	35
建物	1,460	その他の	31
構築物	56	負 債 合 計	12,788
機械及び装置	32	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	87	株 主 資 本	8,137
土地	1,418	資 本 金	1,001
その他の	2	資 本 剰 余 金	831
無 形 固 定 資 産	42	資 本 準 備 金	831
借地権	5	利 益 剰 余 金	6,369
ソフトウェア	29	利 益 準 備 金	141
電話加入権	7	その他の利益剰余金	6,227
投資その他の資産	4,724	固定資産圧縮積立金	179
投資有価証券	2,864	別 途 積 立 金	4,675
関係会社株式	50	繰越利益剰余金	1,372
保険積立金	1,081	自 己 株 式	△64
投資不動産	492	評価・換算差額等	1,007
長期貸付金	143	その他有価証券評価差額金	1,007
前払年金費用	77	純 資 産 合 計	9,144
破産更生債権	9	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,933
その他の	114		
貸倒引当金	△108		
資 産 合 計	21,933		

損益計算書(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	25,640		
売上原価	19,346		
売上総利益	6,293		
販売費及び一般管理費	5,030		
営業利益	1,262		
営業外収益			
受取利息及び配当金	112		
投資不動産賃貸料	40		
受取保険金	37		
投資有価証券売却益	5		
その他	13		210
営業外費用			
支払利息	10		
不動産賃貸費用	30		
貸倒引当金繰入額	0		
支払手数料	5		
その他	9		54
経常利益	1,418		
特別利益			
固定資産売却益	1		1
特別損失			
投資有価証券評価損	1		1
税引前当期純利益	1,418		
法人税、住民税及び事業税	459		
法人税等調整額	2		462
当期純利益	956		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合
				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成27年1月1日残高	1,001	831	141	176	4,175	973	5,466
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						248	248
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,001	831	141	176	4,175	1,221	5,714
事業年度中の変動額							
別 途 積 立 金 の 積 立					500	△500	-
剰 余 金 の 配 当						△301	△301
固定資産圧縮積立金の取崩				△5		5	-
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額				8		△8	-
当 期 純 利 益						956	956
自 己 株 式 の 処 分							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3	500	151	654
平成27年12月31日残高	1,001	831	141	179	4,675	1,372	6,369

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成27年1月1日残高	△88	7,209	1,006	8,216
会計方針の変更による 累積的影響額		248		248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△88	7,458	1,006	8,465
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰余金の配当		△301		△301
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
税率変更による 積立金の調整額		-		-
当期純利益		956		956
自己株式の処分	24	24		24
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			0	0
事業年度中の変動額合計	24	679	0	679
平成27年12月31日残高	△64	8,137	1,007	9,144

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 哲 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 千 鶴 子 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、荏原実業株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、荏原実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 哲 也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 千 鶴 子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月16日

荏原実業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 中 村 隆 ⑧
監 査 役 平 山 正 剛 ⑧
監 査 役 松 崎 信 ⑧

(注) 監査役 平山正剛及び松崎信の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題としております。さらに内部留保にも意を用い、研究開発、設備投資に備えるなどして、業績の向上と財務体質の強化に努めることを基本方針としております。つきましては、以下のとおり第77期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22.5円にいたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、150,915,960円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下、本議案において「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会の規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 改正会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう新設するものであります。

(4) 経営資源の再配分によりコアビジネスに集中させたことにより、事業目的の一部を削除するものであります。

(5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略) <u>(12) 緩衝材の製造及び販売</u> <u>(13) (条文省略)</u> <u>(14) 植物及び微生物の培養物の販売</u> <u>(15) 植物及び微生物の培養物を原料とした栄養補助食品、化粧品、医薬品等の製造及び販売</u> <u>(16)～(20) (条文省略)</u> (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 (条文省略) <u>(取締役会の決議による自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(11) (現行どおり) (削除) <u>(12) (現行どおり)</u> (削除) (削除) <u>(13)～(17) (現行どおり)</u> (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり) (削除) 第7条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第14条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長が招集し、議長となる。 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 第16条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役の員数は、10名以内とする。 (新設) (選任方法) 第20条 当会社は、株主総会の決議によって取締役を選任する。 2～3 (条文省略) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役が招集する。 2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当たる。 第15条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、8名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。 (選任方法) 第19条 当会社は、株主総会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを、それぞれ区別して選任する。 2～3 (現行どおり) (任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役、役付取締役及びその他の定め) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。	(代表取締役、役付取締役及びその他の定め) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
3 (条文省略) <u>(取締役会の権限及び運営)</u>	3 (現行どおり) (削除)
第23条 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令又は定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行に関する事項を決議する。	
(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、必要のつど代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において <u>定めた取締役が</u> これを招集し、議長となる。
2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u>	2 <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集手続き) <u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、日時・場所及び議題を掲げ会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないでこれを開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集手続き) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。
(取締役会の決議方法) <u>第26条</u> (条文省略) 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。	(重要な業務執行の決定の委任) <u>第24条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) <u>第27条</u> (条文省略) (報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。	(取締役会の決議方法) <u>第25条</u> (現行どおり) 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
2 (条文省略) (取締役の責任免除) <u>第29条</u> (条文省略)	(取締役会規程) <u>第26条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 2 (現行どおり) (取締役の責任免除) <u>第28条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	
<u>（員数）</u>	（削除）
<u>第30条 当社の監査役の員数は、4名以内とする。</u>	（削除）
<u>（選任方法）</u>	（削除）
<u>第31条 当社は、株主総会の決議によって監査役を選任する。</u>	
2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>（任期）</u>	（削除）
<u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
3 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>（常勤の監査役）</u>	（削除）
<u>第33条 監査役は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>（監査役会）</u>	（削除）
<u>第34条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集権者及び招集手続き)</u> 第35条 監査役会は、各監査役が招集する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会 日の3日前までに発する。ただし、監査役全 員の同意があるときは、招集手続きを経ない で監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別 段の定めがある場合を除き、監査役会が定め る監査役会規程による。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって これを定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ り、任務を怠ったことによる監査役（監査役 であった者を含む。）の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議によって 免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間に任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく 責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は 法令が規定する額のいずれか高い額とす る。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集権者及び招集手続き) 第29条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度) 第40条 (条文省略) (新設)	(事業年度) 第33条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日及び毎年6月30日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第42条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(削除) (配当の除斥期間) 第36条 (現行どおり) 附則 <u>(取締役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第2条 当社は、第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	すずき ひさし 鈴木 久司 (昭和14年11月30日生)	昭和36年9月 当社入社 昭和58年11月 当社取締役 昭和61年12月 当社常務取締役 平成2年3月 当社専務取締役 平成3年10月 当社オゾン事業部統括 平成5年12月 当社代表取締役 同 当社管理統括（現任） 平成12年2月 当社代表取締役副社長 平成13年4月 当社環境開発本部統括 平成14年10月 当社新事業推進室統括 平成19年1月 当社代表取締役社長（現任） 同 当社営業統括	128,700株
2	ながしま ひろと 永島 弘人 (昭和32年5月5日生)	昭和62年6月 当社入社 平成13年7月 当社広島営業所長 平成20年1月 当社関東支社長 平成22年1月 当社執行役員 平成23年3月 当社上席執行役員 同 当社環境システム本部副本部長 平成25年1月 当社常務執行役員（現任） 平成26年3月 当社取締役（現任） 同 当社環境システム東日本本部長（現任）	4,700株

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	さとうよしのお 佐藤善伸 (昭和31年2月23日生)	昭和53年3月 当社入社 平成7年7月 当社建築設備営業部長 平成10年5月 当社環境設備第1営業部長 平成11年6月 当社執行役員 平成11年7月 当社環境設備本部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年5月 当社常務取締役 平成20年10月 当社専務取締役 平成23年3月 当社取締役 専務執行役員 平成25年1月 当社環境システム本部長 平成26年3月 当社取締役 副社長執行役員（現任） 同 当社営業統括（現任） 平成26年9月 当社工務本部長	13,100株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

招集
と
通
知

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1 ※	なかむら たかし (昭和26年12月27日生)	昭和49年4月 荏原インフィルコ株式会社入社 昭和59年9月 株式会社イーディーアイ（現株式会社紀文産業）入社 平成13年8月 当社入社 平成16年4月 プラント技術部長 平成17年8月 環境ソリューション部長 平成20年4月 当社監査室長 平成24年3月 当社監査役（現任）	0株
2 ※	ひらやま せいごう (昭和9年4月15日生)	昭和39年4月 弁護士登録 昭和42年4月 平山・鈴木法律事務所（現平山・福島・鈴木法律事務所）代表 昭和58年7月 株式会社荏原製作所監査役 平成10年6月 当社監査役（現任） 平成18年4月 日本弁護士連合会会長	300株
3 ※	まつざき まこと (昭和17年11月10日生)	昭和47年11月 公認会計士登録 昭和60年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成17年4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授 平成20年4月 千葉県公益認定等審議会委員 平成21年3月 当社監査役（現任）	0株

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4 ※	たちばな 橋 (昭和25年8月2日生)	昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成7年4月 同行茅ヶ崎支店 支店長 平成10年2月 同行名古屋駅前支店 支店長 平成12年5月 同行銀座通支店 支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 公務第二部 部長 平成16年10月 日本オー・シー・アール株式会社 代表取締役 専務 平成18年10月 学校法人工学院大学 経理部長 平成20年4月 同学 理事 財務部長 平成24年3月 当社取締役 (現任)	1,400株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 平山正剛氏、松崎信氏及び橋昇氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 平山正剛氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊かな経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社監査等委員会が活性化されと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年9か月となります。
- (2) 松崎信氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社監査等委員会が活性化されと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- (3) 橋昇氏を社外取締役候補者とした理由は、日本オー・シー・アール株式会社の代表取締役や学校法人工学院大学の理事 財務部長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社と平山正剛氏、松崎信氏及び橋昇氏の各氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、各氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

さらに、中村隆氏につきましても、同氏が選任された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、平山正剛氏、松崎信氏及び橘昇氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合は、改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ふくしま あきひろ 福島 昭宏 (昭和36年6月15日生)	平成5年4月 弁護士登録 平山・鈴木・卜部法律事務所入所（現平山・福島・鈴木法律事務所）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福島昭宏氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 福島昭宏氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社の監査等委員会が活性化されと考え、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、福島昭宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は平成19年3月27日開催の第68期定時株主総会において、年額360百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額280百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階 「桜の間」
電話03-3546-0111

<ご案内図>



交通機関

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅（A1出口）より徒歩3分
JR新橋駅（銀座口）より徒歩10分
都営地下鉄大江戸線 築地市場駅（A3出口）より徒歩7分

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめ
ご了承くださいますようお願い申し上げます。